

**海部西部圏域福祉有償運送運営協議会審査運用基準
(海部西部圏域福祉有償運送ガイドライン)**

この海部西部圏域福祉有償運送運営協議会審査基準（海部西部圏域福祉有償運送ガイドライン）は、平成18年9月15日国自旅第145号自動車交通局長発各地方運輸局長宛「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン）」を中心に、各法令、規則、基準、通知、通達等を考慮して、海部西部圏域福祉有償運送運営協議会の決定を経て作成しました。

その後、関係する各法令、施行規則、通達並びに愛知運輸支局公示等の一部改正等に応じ、内容の見直しを行ったものです。

平成21年7月制定
平成31年4月改正
令和3年1月改正

※本ガイドラインにおいて、「法」は道路運送法、「施行規則」は道路運送法施行規則を示す。

海部西部圏域福祉有償運送運営協議会審査運用基準（海部西部圏域ガイドライン）

※愛運支局公示第 15 号「福祉有償運送の登録に関する審査基準について」に準拠

項 目	内 容
<p>運送主体</p>	<p>(1) 特定非営利活動法人 (2) 一般社団法人または一般財団法人 (3) 地方自治法に規定する認可地縁団体 (4) 農業協同組合 (5) 消費生活協同組合 (6) 医療法人 (7) 社会福祉法人 (8) 商工会議所 (9) 商工会 (10) 営利を目的としない法人格を有しない社団</p> <hr/> <p>【条件】 法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号に該当しないこと</p>
<p>運送対象</p>	<p>(イ) 身体障害者福祉法に規定する身体障がい者 (ロ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者 (ハ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する知的障がい者 (ニ) 介護保険法に規定する要介護認定を受けている者 (ホ) 介護保険法に規定する要支援認定を受けている者 (ヘ) 介護保険法施行規則の基準（基本チェックリスト）に該当する者 (ト) その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がい者を有する者（自閉症、学習障がいなどの発達障がい者を有する者を含む）</p> <hr/> <p>【条件】 次の①及び②の要件を備えていること ①他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人であること ※ (ロ) (ハ) (ホ) (ヘ) (ト) に該当する者においては、付添い、見守り等の介助なしには公共交通機関の利用が困難である者を含む ②運送を実施する法人等へ利用登録をしていること</p>

項 目	内 容
使用車両	(イ) 寝台車 (ロ) 車いす車 (ハ) 兼用車 (ニ) 回転シート車 (ホ) セダン等 ----- 【条件】 次の①及び②の要件を備えていること ①乗車定員が 11 人未満であること（軽自動車を含む） ②運送を実施する間、運送主体が車両の使用権原を有すること
運転者	(1) 第 2 種運転免許を受けている者 (2) 第 1 種運転免許を受けており、安全運転・乗降介助等に関する国土交通大臣が認定する講習を受講するなど十分な能力及び経験を有している者 ----- 【条件】 次の①及び②の要件を備えていること ①申請日前 2 年間、運転免許停止処分がないこと ②福祉自動車以外の自動車を使用する場合は、施行規則第 51 条の 16 第 3 項各号のいずれかに掲げる要件を備えていること
損害賠償	対人 8,000 万円、対物 200 万円以上の任意保険等に加入していること
運送の対価	タクシーの上限運賃の概ね 2 分の 1 以下であること
管理運営体制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること

**登録（新規・更新・変更）を受けようとする法人が
海部西部圏域福祉有償運送運営協議会へ提出する申請書類等**

- (1) 海部西部圏域福祉有償運送運営協議会への協議依頼書
- (2) 定款または寄附行為
- (3) 登記事項証明書
- (4) 役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）
- (5) 法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを証する書類（様式第 3 号）
- (6) 自動車検査証の写し
- (7) 自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書または使用承諾書（使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであること）
- (8) 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿（様式第 4 号）
- (9) 運転免許証の写し（第 1 種運転免許の場合は、施行規則第 51 条の 16 第 1 項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写しも提出すること）
- (10) 交通事故その他道路交通法違反に係る履歴を証する書類（過去 3 年間における運転記録証明書）及び安全講習会等受講履歴等がわかるものの写し
- (11) 福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合、運転者及びその他の乗務員が施行規則第 51 条の 16 第 3 項各号のいずれかに要件を備えていることを証する書類の写し
- (12) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類（様式第 6 号及び第 7 号）
- (13) 整備管理の責任者及び整備体制等を記載した書類（様式第 7 号）
- (14) 事故が発生した場合の責任者・処理連絡体制等を記した書類（様式第 7 号）及び事故防止についての教育・指導体制を記載した書類
- (15) 運行により生じた旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類（保険証券の写し等）
- (16) 運送する旅客の名簿（施行規則第 51 条の 29 参考様式第八号）
- (17) 運送の対価として収受する金額を記載した書類
- (18) 業務計画の内容等を記載した書類
- (19) 直近年度の事業報告書（既存法人のみ）
- (20) 自家用有償旅客運送の登録の申請書（様式第 2-1 号、第 2-2 号、第 2-3 号のいずれか）

※各項目における様式及び参考様式は、令和 2 年 11 月 27 日付け愛運支局公示第 15 号「福祉有償運送の登録に関する審査基準について」に定める様式及び参考様式をいう。

※様式及び参考様式にて添付が求められている書類についても提出すること。